

第15回大牟田市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日(火) 午前9時30分から午前10時45分まで

2. 開催場所 大牟田市役所 北別館4階 第2委員会室

3. 出席委員(8名)

会 長	古賀	正廣
2番委員	梅野	節子
3番委員	鳥越	孝広
4番委員	中島	照章
6番委員	藤原	優子
7番委員	伊藤	照子
8番委員	池端	祥久
9番委員	内野	和幸

4. 欠席委員(1名)

5番委員	石橋	祐一
------	----	----

5. 議事日程

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意見について

報告事項

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

報告第3号 非農地証明について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	塩塚	政治
次 長	野田	稔雄
職 員	前田	由紀子
職 員	塚本	雄二

議長 それでは、定足数を満たしておりますので、ただいまより第15回農業委員会総会を開催いたします。

 大牟田市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんでしょうか。

農業委員 はい。

議長 それでは、6番委員、7番委員をお願いいたします。

両委員 はい。

議長 なお、本日の会議書記には、事務局次長を指名したいと思います、よろしいでしょうか。

委員 はい。

議長 それではそうさせていただきます。
 では、早速、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 議案第1号については、1件の申請がっております。
 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

 当地は、斜面にある住宅購入にあわせて周辺農地を取得されるもので、新規の農家となるものでございます。

 いずれも3条調書の各項目に該当せず、許可基準を満たしております。

 ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 地区担当委員の意見を9番委員から伺いたいと思います。

9番委員 この場所は、坂を上ったところに住宅がありその周辺に農地があるという状況です。住宅は空き家で、農地は山林化している訳ではありませんが、この数年草が茂った状態です。地域の住民からもこういったところに若い方が住まれ農地を管理して頂けるというだけでも非常に良いということです。

 家を購入され、農地を取得し適正に管理していくということですので、非常に好ましいことだと思います。

議長 ありがとうございます。
 では審議に入ります。事前には事務局に質問は寄せられていないようですが、何かございませんか。

2番委員 有償とありますが、金額は分かりますでしょうか。

事務局 はい。全農地で総額〇〇〇円でございます。

議長 よろしいですか。

2番委員 はい。

議長 他にございませんか。

6番委員 宅地の値段は分かりますでしょうか。〇〇町でも農地付きで売りたいという方がいらっしゃるものですから。

事務局 宅地については把握しておりません。

6番委員 分かりました。

議長 他にございませんでしょうか。
 (発言者なし。)

議長 それでは、無いようですので採決に入ります。
 議案第1号を許可することに賛成の方の挙手をお願いします。
 (全員賛成)
 ありがとうございます。
 全員賛成で議案第1号は許可することに決定します。

議長 それでは、

議案第2号 経営基盤強化促進法の規定による許可申請について

議長 議案第2号については、11件の申請がっております。
 それでは事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
 1番2番は同じ〇〇さんが、〇〇さんの規模縮小により解約された後を規模拡大のため挙げたものです。

3番から6番までは、推進機構への貸出農地でしたが、耕作者変更にあわせ使用貸借から有料へと契約内容の変更となったため、改めて推進機構への貸出し申請となっているものです。

7番8番は期間満了による更新のものです。

9番は、〇〇さんが1年程前に購入されましたが、その傍の農地を規模拡大により新たに賃貸借されるものです。

10番11番は、推進機構から購入をされるものでございます。

ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長 事務局説明が終わりました。
何かご意見ご質問はございませんか。
(発言者なし)

議長 無いようですので、審議を終わり採決に入りたいと思います。
議案第2号は一括採決としたいと思いますがよろしいですか。

各委員 はい。

議長 それでは一括採決といたします。
第2号議案を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)
ありがとうございました。
全員賛成で全て許可することに決定いたします。

議長 次の議案第3号ですが、この件は農林水産課から直接、説明を受けたいと思いますので、進行上、議案第3号は最後とさせて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。

各委員 はい。

議長 それでは、議案第3号は最後とさせて頂き先に報告へ進みます。
では、

報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

議長 それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)

議長 何かご質問はございませんか。
(発言者なし)

無いようですので報告第1号を終わります。

次に、

報告第2号 農地法第18条の規定による許可申請について

議長 事務局から説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
全て解約後の耕作者が決まっているところでございます。以上です。

議長 ご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので報告第2号を終わります。
次の

報告第3号 非農地証明について

議長 報告第3号の説明をお願いします。

事務局 はい。(資料読み上げ)
いずれも登記地目整理のための申請でございます。以上です。

議長 説明がございましたが、何かご質問はございませんか。
(発言者なし)
無いようですので、報告3号を終わります。

議長 以上で報告事項第1号から第3号までを終わります。

議長 それでは、議案第3号に入ります。

議案第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の意見について

議長 議案第3号の説明をお願いします。

事務局 はい。
この議案は、農業経営基盤強化促進法第6条の規定により別紙案のとおり大牟田市基本構想を変更のため、規定に基づき農業委員会の意見を求められており、審議をお願いするものです。
では、私から農林水産課職員を紹介いたします。
農林水産課農業振興担当主査の谷川です。
続いて、基本構想を担当している今泉です。

議長 今回の説明をお願いします。

農林水産課 では、説明させていただきます。

基本構想は、効率的で安定的な農業経営の指数や農業経営者に対する農用地の集積目標、又は経営改善を図ろうとする農業経営者への支援について総合的に定める計画となっております。

具体的には、認定農業者や認定新規就農者になるために作成する経営改善計画及び青年等就農計画の認定基準となる所得目標や所得目標を可能とする指標として主な営農類型を定めるものです。また、農用地利用の集積率の目標や利用権促進等の経営基盤強化のための事項を定めるものです。

続いて、基本構想の変更についてです。10年後を見通して作成し、概ね5年毎に見直しを行うとされています。福岡県の基本方針が令和3年2月に変更されたことを受け、本市の基本構想見直しをするため、農業委員会の意見を伺うものです。

基本構想の変更点についてご説明いたします。

農業経営基盤の強化の促進に関する目標については、変更はございませんが、一人農家での運用を変更することといたしました。一人農家の場合、今までは一経営体として500万円を目標としておりましたが、今後は、主たる農業従事者一人当たり360万円を適用するよう見直しをしました。

効率的かつ安定的な農業経営の指標については、アスパラ専作を追加し7類型から8類型へ変更しました。新規の青年就農が目標とすべき農業経営の指標については、変更ございません。また、いずれも福岡県普及指導センターと協議し、指標内の規模や生産方式等についての時点修正を行っております。

農用地の集積目標については、60%と前回と変更はございません。国の目標80%が掲げられておりますが、本市の地形的なものや実績から現実的なものとして60%を目標としました。

最後に、法改正に伴う記述修正を行っているものです。

以上で基本構想の変更概要について説明を終わらせていただきます。

議長 ありがとうございます。

アスパラ専作を追加されたようですが、皆さんから何かご質問はございませんか。

8番委員 アスパラ専作が含まれていなかった理由は何でしょうか。

農林水産課 今まで、アスパラ専作という農家はございませんでしたが、今後は出てくるであろうということから指標に追加しました。

8番委員 関連ですが、青年等の経営指標には、アスパラ専作が載っていましたがこれはどうしてでしょうか。

農林水産課 新規に農業を始められる場合は、複合経営は難しく専作での就農が多くありました。そして、新規就農を経て、認定農業者になる場合は、別の品種でということと考えており、今回は青年等の指標には含めていた所でございます。

8番委員 分かりました。

議長 確認ですが、認定農業者が改善計画や中間評価を受ける際に指標となるものでよね。

農林水産課 はい。

議長 認定農業者の認定を受けようとする場合は、500万円を目標として計画を作る必要がありましたが、今後は、一人農家であれば、主たる農業従事者1人当たり360万円目標設定が適用されるということによろしいですか。

農林水産課 はい。360万円の目標設定で審査等になります。

議長 例えば夫婦で農業をやっている時に、主たる従事者の解釈ですが、二人とも主たる従事者ということによろしいのですか。

農林水産課 夫婦でされているのであれば、1経営体として500万円の設定として頂ければ結構です。

議長 それでは、主たる従事者の具体的なケースは。

農林水産課 主たる従事者というのは、年間労働時間を基本に農業にどのように携わっているかで判断することになります。

夫婦であっても主たる従事者が2人ということであれば、360万円掛ける2人ということになります。

あくまでも補助要員として1人、2人就く場合であれば、1経営体として500万円の取り扱いとなります。

議長 分かりました。他に皆さんからございませんか。
(質疑者なし)

事務局 進行上の話ではございますが、質疑がなければこれで農林水産課職員は退席頂き、その後、審議、採決をお願いしたいと思います。

議長 質問はございませんようですので、これで農林水産課職員は退席頂きます。
ありがとうございました。

-農林水産課職員の退室-

議長 それでは、審議に入ります。

3番委員 主たる農業者2人の場合は、360万円掛ける2人ということですよ。

議長 事務局、お願いします。

事務局 主たる農業者が2人だとおっしゃるのであればそうです。しかし、妻や子が主ではないということであれば、家族経営として500万円計画となる説明でした。ポイントとしては、主たる農業者が何人いるかということだと思います。

議長 相変わらず目標かれこれ厳しい内容ですね。
 アスパラ専作で4反となっていますから施設費が大きいですね。
 しかし、一人農家であれば360万円ということでしたので、その部分ではゆるくなったようです。
 4番委員、基盤整備予定地ではアスパラを高収益作物として考えている方がいらっしゃるのでしょうか。

4番委員 はい。しかし、アスパラだけでは厳しいようなのでイチゴの検討もされているところですよ。

議長 それはなぜですか。アスパラからイチゴに変える。

4番委員 自分の場合、家族経営でアスパラをしていますが、体力的に家族の従事が将来的に難しくなったことを考えると人を雇ってまではやるのは厳しいと思っています。イチゴのように雇用できる農業に変えていこうと考えているところですよ。

議長 ミカンもやられていますが、イチゴとミカンは競合すると言われてますよね。

4番委員 競合すると言われてはいますが、イチゴ農家からは、イチゴはクリスマス前と言われてはいるが値段は高いですけど量的にはそう多くないと。12月まではミカンがありますので、イチゴの量が増えるのが1月からですので何とかするのはと思っています。

議長 イチゴとアスパラを比較したらどうですか。

4番委員 イチゴは反あたり500万円から600万円ですけど、アスパラではJA平均反あたり200万円で、採れている平坦地が300万円程いっていますから平均から見ると中山間地では100万円台ではないかと。ですから中山間地ではアスパラは厳しいと思っています。

議長 施設面ではどうですか。

4番委員 アスパラは単棟でもいいのに今の補助金対象が厳しくなっていて、パイプ経が30ミリとなっているようで、そのせいで高額となっています。他県では19ミリのハウスを30年近く使っているのに、今からの補助金だとアスパラに30ミリを建てないといけない。投資額が大きくなるので、そうすると収益のあるイチゴの方がとを考えます。

議長 新規で施設を考えている人が、建てようと思うかなという心配はあります。基本的な構想の案について、修正のご意見はございませんか。
(発言者なし)

議長 修正のご意見がございませんようですので、意見なしになろうかと思えます。採決に入りますが、意見はなしとすることに賛成の方は挙手をお願いします。
(全員賛成)

議長 ありがとうございました。
全員賛成で、基本的な構想の案について意見はなしとすることに決定します。
以上で、審議を終わります。

議長 これをもちまして、第15回農業委員会総会を終了いたします。

－閉会－

以上